令和２年７月 31 日
トビタテ！留学 JAPAN 事務局

【大学生等コース】官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム
大学生等コース（第 12 期）派遣留学生に係る今後の取扱いについて

標題の件、令和２年７月 31 日付にて公表した「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～派遣留学生に対する今後の支援等について」を踏まえ、大学生等コース第 12 期派遣留学生の今後の取扱いについて、下記のとおりとします。

なお、第 11 期派遣留学生のうち、まだ留学を開始できていない学生についても同様の取扱いとします。

記

１．留学開始期限の再延長

７月 31 日付報道発表に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、留学開始期限の延長を希望する学生がいることを踏まえ、既に採用されている派遣留学生の留学開始期限を、2021 年３月末から、2022 年３月末まで再延長します。

２．留学支援の取扱いの柔軟化

既に採用されたが、まだ留学を開始できていない派遣留学生に限り、機構の承認を得た上で、日本におけるオンライン環境下での学修開始を認め、留学準備金の支給等を行うこととします。なお、派遣留学先の国・地域の危険情報レベルが「レベル１」以下となり、安全な渡航・滞在が可能となった場合には、本制度としての活動を認めるとともに、各月の奨学金の支給も開始することとします。詳細については、決まり次第、改めてお知らせします。

３．既に辞退を申し出た派遣留学生の取扱いについて

上記の取扱いを踏まえ、留学再開を再度検討したい場合、既に提出済の「辞退届」の取り下げを認めます。

以上